

規 則
-----

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則をここに公布します。

令和二年一月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

### 三重県規則第一号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年三重県条例第二十六号。以下「土砂条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則の用語の意義は、土砂条例の定めるところによる。

(土砂条例第二条第三号の規則で定める産業廃棄物)

第三条 土砂条例第二条第三号の規則で定める産業廃棄物は、次の各号に掲げるものとする。

一 浄水汚泥

二 その他埋立て等に用いる再生土の原材料であつて、知事が認める汚泥

(土砂条例第二条第三号の規則で定める処理)

第四条 土砂条例第二条第三号の規則で定める処理は、混合その他知事が認める処理とする。

(土砂基準)

第五条 土砂条例第七条の土砂基準は、別表第一の上欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準とする。

(土砂条例第九条第三号の規則で定める者)

第六条 土砂条例第九条第三号の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 土地改良区

二 土地改良区連合

三 土地区画整理組合

四 市街地再開発組合

五 日本下水道事業団

六 土地開発公社

七 中日本高速道路株式会社

八 独立行政法人水資源機構

九 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの二分の一以上を出資している法人であつて、土砂等の埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者として知事が公示して定めるもの

(土砂条例第九条の許可を要しない法令等の処分による土砂等の埋立て等)

第七条 土砂条例第九条第七号の規則で定める土砂等の埋立て等は、次の各号に掲げる処分によるものとする。

一 港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項（第二号を除く。）の許可

二 道路法（昭和三十七年法律第百八十号）第二十四条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は同法第三十二条第一項若しくは同法第九十一条第一項の許可

三 土地区画整理法（昭和三十九年法律第百十九号）第四条第一項の認可又は同法第七十六条第一項の許可

四 都市公園法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条第一項（同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第六条第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の許可

五 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第十六条（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の承認

六 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十条の承認又は同法第二十四条、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可

七 都市計画法（昭和三十四年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可

八 都市再開発法（昭和三十四年法律第三十八号）第七条の九第一項の認可又は同法第六十六条第一項の許可

- 九 海岸法（昭和二十一年法律第百一号）第八条第一項若しくは第三十七条の五の許可又は同法第十二条第一項の承認
- 十 三重県港湾施設管理条例（昭和四十八年三重県条例第二十一号）第三条第一項の許可
- 十一 三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十七年三重県条例第四十一号）第六条第一項の承認
- 十二 四日市港管理組合港湾施設条例（昭和四十一年条例第三号）第五条第一項の許可

（土砂条例第九条の許可を要しない土砂等の埋立て等）

第八条 土砂条例第九条第九号の規則で定める土砂等の埋立て等は、次に掲げるものとする。

- 一 コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料及び製品としての土砂等のみを用いて行う土砂等の埋立て等
- 二 運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂等の埋立て等
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂等の埋立て等
- 四 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項若しくは第十一条第一項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の埋立て等
- 五 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許に係る事業における土砂等の埋立て等
- 六 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の許可を受けた者が行う鉄道路線、停車場その他の鉄道整備における土砂等の埋立て等
- 七 三重県土採取規制条例（平成十三年三重県条例第八号）第四条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等
- 八 土砂等の埋立て等の高さ（土砂等の埋立て等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂等の埋立て等によつて生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。）が一メートル以下の土砂等の埋立て等
- 九 法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂等の埋立て等

（土地の所有者の同意書）

第九条 土砂条例第十条各項の規定による同意は、土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書（様式第一号）により得るものとする。

（周辺地域の住民への周知）

第十条 土砂条例第十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。次項から第四項までにおいて同じ。）の周辺地域は、埋立て等区域の隣接地、埋立て等区域の属する自治会に係る区域その他土砂条例第十二条第一項又は第二項の申請書に記載する同条第一項第十一号に掲げる措置に関係する区域として知事が必要と認める区域とする。

- 2 土砂条例第十一条第一項に規定する説明会は、土砂条例第十二条第一項若しくは第二項又は第十五条第二項の申請を行う日の三十日前までに開催するものとする。
- 3 土砂条例第十一条第一項の規定による説明会の開催に当たっては、あらかじめ、開催の日時及び場所を周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示その他の適切な方法により周知させるものとする。
- 4 土砂条例第十一条第一項ただし書の申請予定者の責めに帰することのできない事由は、申請予定者以外の他の者により説明会の公正、円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであることとする。
- 5 土砂条例第十一条第一項ただし書に規定する申請書の内容を要約した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
  - 一 土砂条例第十二条の申請が、同条第一項の規定によるものである場合にあつては同項第一号から第十一号までに掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）、同条第二項の規定によるものである場合にあつては同項第一号から第四号までに掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）
  - 二 土砂条例第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする場合は、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）
- 6 土砂条例第十一条第一項ただし書に規定する必要な措置は、次の各号に掲げる措置とする。
  - 一 土砂条例第十二条第一項又は第二項の申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民への提供
  - 二 土砂条例第十二条第一項又は第二項の申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示
- 7 前項の規定は、土砂条例第十一条第四項において準用する同条第一項ただし書に規定する必要な措置について準用する。この場合において、前項各号中「土砂条例第十二条第一項又は第二項」とあるのは、「土砂条例第

十五条第二項」と読み替えるものとする。

- 8 土砂条例第十一条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書面は、説明会の開催結果等報告書（様式第二号）により作成するものとする。

（許可の申請書）

第十一条 土砂条例第十二条第一項の規定による申請は、土砂等の埋立て等許可申請書（様式第三号）により行うものとする。

- 2 土砂条例第十二条第一項第十二号及び同条第二項第五号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 土砂条例第九条の許可を受けようとする者（以下この条及び第十三条において「申請者」という。）が法人である場合にあつては、その役員（土砂条例第十四条第一項第一号ハに規定する役員をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び生年月日

二 申請者が未成年者（土砂条例第十四条第一項第一号トに規定する未成年者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）

三 申請者に使用人（第十三条に規定する使用人をいう。次項、第十六条第一項及び第二十六条第二項において同じ。）がある場合にあつては、その者の氏名、住所及び生年月日

- 3 土砂条例第十二条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類（第十五条各号に掲げる行為に係る申請である場合にあつては、第十五号に掲げる書類を除く。）とする。

一 申請者の住民票（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）の写し

二 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し

三 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

四 申請者に使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し

五 申請者が土砂条例第十四条第一項第一号イからリまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 埋立て等区域及び土砂等の埋立て等に供する施設が設置される区域（以下この項及び別表第二において「施設設置区域」という。）の位置図

七 埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図

八 埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図

九 埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図

十 埋立て等区域及び施設設置区域の流域図

十一 埋立て等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し

十二 埋立て等区域内の土壌の汚染状況についての調査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図、現場写真、当該採取した試料ごとの調査試料採取調査書（様式第四号）及び当該調査の結果を証する書面（環境計量士（計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第五十条第一号の濃度に係る計量士をいう。以下同じ。）が発行したものに限り。）

十三 埋立て等に使用される土砂等の量の計算書

十四 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うための施設の位置図及び構造図

十五 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査（以下この号において「地盤調査」という。）の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面

十六 土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂等の埋立て等の構造の安定性の計算（以下この号において「安定計算」という。）を行つた場合にあつては、当該安定計算の内容を記載した書面

十七 擁壁を設置する場合にあつては、擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

十八 排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面

十九 沈砂池を設置する場合にあつては、沈砂池の構造図及び容量を算定した書面

二十 調整池を設置する場合にあつては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面

二十一 土砂等の埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面

二十二 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置を明らかにした書面

二十三 土砂等の埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（様式第五号）及び次のイからハまでに掲げる書類

- イ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ロ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ハ 資金を自己資金で調達する場合には金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類、借入金で調達する場合には金融機関の融資を証明する書類

二十四 土砂等の搬入に係る管理計画書（様式第六号）

二十五 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

4 前項第十二号に規定する埋立て等区域内の土壌の汚染状況についての調査は、次の各号に掲げるいずれかの方法によらなければならない。

一 次のイからニまでに掲げる方法により行うこと。

イ 次の表の上欄に掲げる埋立て等区域の面積に応じ、それぞれ当該下欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

埋立て等区域の面積	等分して調査を行う区域の数
0・三ヘクタール以上0・五ヘクタール未満	二
0・五ヘクタール以上一ヘクタール未満	三
一ヘクタール以上二ヘクタール未満	四
二ヘクタール以上三ヘクタール未満	五
三ヘクタール以上四ヘクタール未満	六
四ヘクタール以上五ヘクタール未満	七
五ヘクタール以上六ヘクタール未満	八
六ヘクタール以上七ヘクタール未満	九
七ヘクタール以上八ヘクタール未満	十
八ヘクタール以上九ヘクタール未満	十一
九ヘクタール以上十ヘクタール未満	十二
十一ヘクタール以上	十三

ロ 土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、イの規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央の地点から五メートルから十メートルまでの四地点（当該地点がない場合にあつては、当該中央の地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の四地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

ハ ロの規定により採取した土砂等は、イの規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに一試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあつては、イの規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、一試料とすることができる。

ニ ハの規定により作成した試料は、別表第一の上欄に掲げる項目ごとに測定しなければならない。

一 前号と同等以上に土壌の汚染状況が確認できる方法として知事が認める方法

（土砂条例第十四条第一項第一号ニで定める法令）

第十二条 土砂条例第十四条第一項第一号ニの規則で定める法令は、次に掲げるものとする。

- 一 森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）
- 二 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）
- 四 土壌汚染対策法
- 五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和三十五年法律第百三十七号）
- 六 大気汚染防止法（昭和三十二年法律第九十七号）
- 七 騒音規制法（昭和三十二年法律第九十八号）
- 八 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和三十五年法律第百三十六号）
- 九 水質汚濁防止法（昭和三十五年法律第百三十八号）
- 十 悪臭防止法（昭和三十六年法律第九十一号）

- 十一 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)
- 十二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)
- 十三 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)
- 十四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)
- 十五 三重県砂防指定地等管理条例(平成十四年三重県条例第六十六号)
- 十六 市町が定めた土砂等の埋立て等の規制に関する条例

(使用人)

第十三条 土砂条例第十四条第一項第一号ナ及びリの規則で定める使用人は、申請者の使用人であつて、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(形状及び構造上の基準)

第十四条 土砂条例第十四条第一項第六号の規則で定める形状及び構造上の基準は、土砂条例第九条の許可に係る土砂等の埋立て等が、当該埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの(以下「一時堆積」という。)以外である場合にあつては別表第二、一時堆積である場合にあつては別表第三に掲げるとおりとする。

(形状及び構造上の基準の適用除外)

第十五条 土砂条例第十四条第二項の規則で定める申請は、次の各号に掲げる行為に係る申請とする。

- 一 地すべり等防止法第十八条第一項の許可を要する行為
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項の許可を要する行為
- 三 三重県砂防指定地等管理条例第四条第一項の許可を要する行為

(変更の許可の申請又は届出)

第十六条 土砂条例第十五条第一項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂条例第九条の許可を受けた者の氏名又は住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更
  - 二 土砂条例第九条の許可を受けた者の法定代理人の氏名又は住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更
  - 三 管理事務所の所在地の変更
  - 四 管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更
  - 五 埋立て等に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)
  - 六 土砂等の埋立て等の期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)
  - 七 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画の変更(ただし、搬入土砂等の種類の変更は除く。)
  - 八 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更(当該施設の機能を高めるものに限る。)
  - 九 土砂条例第九条の許可を受けた者に係る役員又は使用人の変更
- 2 土砂条例第十五条第二項の申請書は、土砂等の埋立て等変更許可申請書(様式第七号)とする。
- 3 土砂条例第十五条第二項第三号の規則で定める事項は、第十一条第二項各号に掲げる事項とする。
- 4 土砂条例第十五条第三項の規則で定める書類は、第十一条第三項各号に掲げる書類のうち変更に係るものとする。
- 5 土砂条例第十五条第五項の規定による届出は、土砂等の埋立て等変更届(様式第八号)を提出して行わなければならない。

(土砂等の埋立て等の着手の届出)

第十七条 土砂条例第十七条の規定による届出は、土砂等の埋立て等着手届(様式第九号)を提出して行わなければならない。

(土砂等の搬入の報告)

第十八条 土砂条例第十八条第一項の規定による土砂等(再生土又は当該土砂等の発生場所以外の場所において処理される改良土を除く。次項及び第三項において同じ。)の発生場所の確認は、当該土砂等の発生場所ごとに、土地の所有権その他の権原に基づき当該土砂等を発生させる者が発行する土砂等発生元証明書(様式第十号)により行わなければならない。

2 土砂条例第十八条第一項の規定による土砂等の汚染(土砂基準に適合しないことをいう。以下この条におい

て同じ。)のおそれがないことの確認は、当該土砂等の発生場所ごとに、土壤汚染対策法第二条第二項に規定される土壤汚染状況調査又は三重県生活環境の保全に関する条例(平成十三年三重県条例第七号)第七十二条の二第二項若しくは第七十二条の三第二項の規定による調査の結果を記載した書類その他の同法若しくは同条例の規定による手続に係る書類であつて知事が別に定めるものにより行わなければならない。

3 前項の規定により難しい場合における土砂条例第十八条第一項の規定による土砂等の汚染のおそれがないことの確認は、前項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより、当該土砂等の発生場所の土地の利用状況等の調査の結果又は別表第一の上欄に掲げる項目ごとの土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量及び土砂等に含まれる物質の量の調査結果を記載した書類により行わなければならない。

4 土砂条例第十八条第一項の規定による土砂等(再生土又は当該土砂等の発生場所以外の場所において処理される改良土に限る。)の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認は、次の各号に定める書類等により行わなければならない。

一 三重県リサイクル製品利用推進条例(平成十三年三重県条例第四十六号)第六条第一項の規定による認定及び同条例第十一条第二項の規定による報告に係る書類の写し

二 都道府県又は市町村が定めた改良土又は再生土の適正利用に関する条例(三重県リサイクル製品利用推進条例と同等以上に改良土又は再生土を適正利用できることが確認できると認められる条例に限る。)による認定等に係る書類の写し

三 第一号と同等以上に改良土又は再生土を適正利用できることが確認できる書類として知事が認めるもの

5 土砂条例第十八条第二項の規定による報告は、同条第一項の規定による確認後、土砂等を搬入する前に、第一項に規定する土砂等発生元証明書及び第二項若しくは第三項の確認に係る書類又は前項に規定する書類等を添付して、土砂等搬入報告書(様式第十一号)を提出して行わなければならない。

(土砂等管理台帳)

第十九条 土砂条例第十九条に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(様式第十二号)とする。

2 土砂条例第十九条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 土砂等を発生させる者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 土砂等の発生場所ごとの一日当たりの土砂等の搬入量及び搬入のための車両台数

三 一時堆積にあつては、一日当たりの土砂等の搬出量及び搬出のための車両台数

3 土砂条例第十九条の土砂等管理台帳には、毎月の末日までに、当該月中における前項各号に掲げる事項を記載しておかなければならない。

(土砂等の埋立て等を使用した土砂等の量の報告)

第二十条 土砂条例第九条の許可に係る土砂等の埋立て等が一時堆積以外である場合における土砂条例第二十条の規定による報告は、土砂等の埋立て等に着手した日後、毎年、四月から九月までの間に使用した土砂等の量を十月末日までに、十月から翌年三月までの間に使用した土砂等の量を翌年四月末日までに、土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用した土砂等の量を土砂条例第二十四条第一項の規定による届出の時に、土砂等使用量報告書(様式第十三号)を提出して行わなければならない。

2 土砂条例第九条の許可に係る土砂等の埋立て等が一時堆積である場合における土砂条例第二十条の規定による報告は、土砂等の埋立て等に着手した日後、毎年、四月から九月までの間に使用した土砂等の搬入量及び土砂等の搬出量を十月末日までに、十月から翌年三月までの間に使用した土砂等の搬入量及び土砂等の搬出量を翌年四月末日までに、土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用した土砂等の搬入量及び土砂等の搬出量を土砂条例第二十四条第一項の規定による届出の時に、土砂等搬入量及び搬出量報告書(様式第十四号)を提出して行わなければならない。

(水質調査等の方法)

第二十一条 土砂条例第二十一条第一項の水質調査は、土砂等の埋立て等を開始した日から六月に一回、別表第四の上欄に掲げる項目ごとに、排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和四十九年環境庁告示第六十四号)により測定して行うものとする。

2 土砂条例第二十一条第二項の水質調査及び土壤の汚染状況の調査は、次の各号に定める方法により行わなければならない。

一 水質調査 前項に基づく方法

二 土壤の汚染状況の調査 第十一条第四項各号に掲げる方法

(水質調査等の報告)

第二十二条 土砂条例第二十一条第一項の規定による報告は、同項の水質調査を行った日から一月以内に、水質調査報告書(様式第十五号)に当該水質調査に使用した排水を採取した地点の位置図、現場写真及び採取した試料ごとの水質調査の結果を証する書類(環境計量士が発行したものに限り)を添付して行わなければならない。

2 土砂条例第二十一条第二項の規定による報告は、同項の水質調査又は土壌の汚染状況の調査を行った日から一月以内に、水質調査報告書(様式第十五号)又は土壌の汚染状況の調査報告書(様式第十六号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

1 当該水質調査に使用した排水を採取した地点の位置図、現場写真及び採取した試料ごとの水質調査の結果を証する書類(環境計量士が発行したものに限り)。

1 埋立て等区域内の土壌の汚染状況についての調査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図、現場写真及び採取した試料ごとの当該調査の結果を証する書類(環境計量士が発行したものに限り)。

3 土砂条例第二十一条第三項の規則で定める水質の基準は、別表第四の上欄に掲げる項目ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(標識の寸法及び記載事項)

第二十三条 土砂条例第二十二条第一項の標識の大きさは、縦九十センチメートル以上、横百二十センチメートル以上でなければならない。

2 土砂条例第二十二条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

1 土砂条例第九条の許可の年月日及び番号並びに許可をした者

1 土砂等の埋立て等を行う者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先の電話番号

2 土砂等の埋立て等の目的

3 埋立て等区域の位置

4 埋立て等区域の規模

5 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号

6 埋立て等に使用される土砂等の予定量(一時堆積である場合にあつては、年間の土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量)

7 土砂等の埋立て等の期間

(関係書類の閲覧等)

第二十四条 土砂条例第二十三条第一項又は第三項の規定による閲覧に供する書類に含まれている情報のうち、三重県個人情報保護条例(平成十四年三重県条例第一号)第二条第一号に規定する個人情報及び三重県情報公開条例(平成十一年三重県条例第四十二号)第七条第三号に該当する情報であつて次の各号に定めるものについては、閲覧の対象から除くものとする。

1 土砂条例第十二条第二項第一号、土砂条例第十五条第二項第一号、土砂条例第二十五条第二項第一号、第二十一条第二項第一号から第三号まで、第二十六条第二項第三号から第五号までに規定する生年月日

1 第十一条第三項第一号から第四号までに規定する住民票の写し

2 第十一条第三項第二十三号に規定する書類

(土砂等の埋立て等の完了等の届出等)

第二十五条 土砂条例第二十四条第一項の規定による完了の届出は、土砂等の埋立て等を完了した日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した土砂等の埋立て等完了届(様式第十七号)を提出して行わなければならない。

1 土砂条例第九条の許可の年月日及び番号

1 埋立て等区域の位置

2 土砂等の埋立て等の期間

3 土砂等の埋立て等を完了した年月日

4 完了した埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状

5 埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じている場合にあつては、その内容

2 土砂条例第二十四条第一項の規定による廃止又は休止の届出は、土砂等の埋立て等を廃止した場合にあつては廃止した日から三十日以内、土砂等の埋立て等を休止した場合にあつては休止した日から十日以内に、次に

掲げる事項を記載した土砂等の埋立て等廃止（休止）届（様式第十八号）を提出して行わなければならない。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項

二 土砂等の埋立て等を廃止した年月日又は休止しようとする期間

三 土砂等の埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状

四 土砂等の埋立て等を廃止又は休止する理由

五 土砂等の埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じている場合にあつては、その内容

3 土砂条例第二十四条第一項の規定による再開の届出は、土砂等の埋立て等再開届（様式第十九号）を提出して行わなければならない。

（地位の承継）

第二十六条 土砂条例第二十五条第二項の申請書は、土砂等の埋立て等地位承継承認申請書（様式第二十号）とする。

2 土砂条例第二十五条第二項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 承継しようとする地位に係る土砂等の埋立て等の許可の年月日及び番号

二 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名

三 土砂条例第二十五条第一項の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が法人である場合にあつては、その役員の名、住所及び生年月日

四 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日、主たる事務所の所在地並びに役員の名、住所及び生年月日）

五 申請者に使用人がある場合にあつては、その者の氏名、住所及び生年月日

六 承継の理由

3 土砂条例第二十五条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 承継しようとする地位に係る土砂等の埋立て等の許可証の写し

二 第十一条第三項第一号から第五号まで及び第二十二号に掲げる書類

三 土砂条例第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人であること又は同条の許可を受けた者から当該土砂等の埋立て等を行う権原を取得したことを証する書面

（土地の所有者による土砂等の埋立て等の施工状況の確認）

第二十七条 土砂条例第二十八条第一項の規定による施工の状況の確認は、次の各号に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月一回以上、行わなければならない。

一 当該施工の状況が土砂条例第十条各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。

二 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、土砂条例第二十八条第一項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

（土砂等搬入禁止区域の指定の公示）

第二十八条 土砂条例第三十条第二項（土砂条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、県公報により行うものとする。

一 土砂等搬入禁止区域を指定する場合 土砂等搬入禁止区域の位置、区域及び面積、指定の期間並びに指定の理由

二 土砂等搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂等搬入禁止区域の位置、区域及び面積

（身分証）

第二十九条 土砂条例第三十二条第三項に規定する証明書は、身分証明書（様式第二十一号）とする。

（書類の提出部数）

第三十条 土砂条例の規定により知事に提出する書類の部数は、正本一部及び副本二部とする。

（土砂条例附則第三項の規則で定める法令等の処分）

第三十一条 土砂条例附則第三項の規則で定める処分は、次に掲げるものとする。

一 森林法第十条の二第一項又は第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可

二 地すべり等防止法第十八条第一項の許可

三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項の許可

四 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の認可

- 五 砂利採取法（昭和四十二年法律第七十四号）第十六条の認可
- 六 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第二項の許可
- 七 三重県砂防指定地等管理条例第四条第一項の許可
- 八 三重県土採取規制条例第四条の認可

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一（第五条関係）

項 目	基 準	
	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきカドミウム百五十ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつき六価クロム二百五十ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。	—
二―クロロ―四・六―ビス(エチルアミン)―一・三―五―トリアジン(別表第四において「シマジン」という。)	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌一キログラムにつき遊離シアン五十ミリグラム以下であること。
N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル(別表第四において「チオベンカルブ」という。)	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	—
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。	—
一・二―ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下であること。	—
一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。	—
一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。	—
一・三―ジクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。	—
ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌一キログラムにつき水銀十五ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきセレン百五十ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	—
テトラメチルチウラムジスルフィド(別表第四において「チウラム」という。)	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。	—
一・一・一―トリクロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。	—
一・一・二―トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつき鉛百五十ミリグラム以下であること。

砒素及びその化合物	検液一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつき砒素百五十ミリグラム以下であること。
ふつ素及びその化合物	検液一リットルにつきふつ素〇・八ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきふつ素四千ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。	—
ほう素及びその化合物	検液一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきほう素四千ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	—
有機りん化合物(ペラチオン、メチルペラチオン、メチルジメトン及びFPPNに限る。別表第四において同じ。)	検出されないこと。	—
備考 分析方法は、土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第六条第三項第四号及び同条第四項第一号に規定する環境大臣が定める方法とする。		

別表第二(第十四条関係)

一 土砂等の埋立て等の高さ及び土砂等の埋立て等によつて生じる法面(擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表の上欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる土砂等の埋立て等の高さ及び下欄に掲げる法面の勾配に定めるものであること。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ		法面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成三年建設省令第十九号)別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土並びにこれらに準じるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	十五メートル以下	垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上の勾配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

- 二 土砂等の埋立て等によつて生じる法面の高さが五メートル以上である場合にあつては、当該法面の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の小段が設置されること。
- 三 著しく傾斜している土地において土砂等の埋立て等を行う場合においては、土砂等の埋立て等を行う前の地盤と土砂等の埋立て等に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置が講じられること。
- 四 土砂等の埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。
- 五 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第六条から第十条までの規定に適合すること。
- 六 土砂等の埋立て等によつて生じる法面は、石張り、芝張りその他の措置を講ずることにより、風化その他の侵食に対して保護されること。
- 七 埋立て等区域(土砂等の埋立て等によつて生じる法面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置(土砂等の埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。)が講じられること。
- 八 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤について、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。
- 九 埋立て等区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地など地表水が集中しやすい地形の土地において土砂等の埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効かつ速やかに排除できるよう、地下排水工等の排水施設の設置その他の必要な措置が講じられること。
- 十 雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設(土砂等の埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。)が設置されること、及び排水施設の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。
- 十一 埋立て等区域外に土砂等が流出しないように、沈砂池(土砂等の埋立て等が施工されている間における沈

砂池を含む。)の設置その他の土砂等の流出を防止するための必要な措置が講じられること。

十二 下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水を貯留する調整池(土砂等の埋立て等が施工されている間における調整池を含む。)その他の施設が設置されること。

十三 土砂等の埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂等の埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。

別表第三(第十四条関係)

- 一 土砂等の埋立て等の高さが五メートル以下であること。
- 二 土砂等の埋立て等によつて生じる法面の勾配は、垂直一メートルに対する水平距離が二メートル以上の勾配であること。
- 三 埋立て等区域の土地の勾配は、垂直一メートルに対する水平距離が十メートル以上であること。ただし、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして知事が認める場合は、この限りでない。
- 四 別表第二の第八号、第十号、第十一号及び第十二号の規定に適合すること。
- 五 土砂等の埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池等の防災工事が土砂等の埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。
- 六 埋立て等区域の周辺に、土砂等の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯の設置その他の措置が講じられること。

別表第四(第二十一条関係)

項 目	基 準
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
一・一二ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下であること。
一・一七ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。
一・二一ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
一・三二ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下であること。
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム以下であること。
ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素〇・八ミリグラム以下であること。
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。

様式第1号その1（第9条関係）

## 土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書

土砂等の埋立て等の許可の申請をしようとする者（ ）の行う埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）

また、同意の前提として、上記の許可の申請をしようとする者から、次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 土砂等の埋立て等の目的
- ③ 埋立て等区域の位置及び規模
- ④ 土砂等の埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
- ⑤ 土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画
- ⑥ 埋立て等に使用される土砂等の量
- ⑦ 土砂等の埋立て等の期間
- ⑧ 土砂等の埋立て等において、その土砂等の堆積量が最大となるとき及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状
- ⑨ 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画
- ⑩ 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置
- ⑪ 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置

※土砂等の埋立て等が当該埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの（一時堆積）の場合には、上記①から⑤まで及び⑨から⑪までのほか、以下の事項が必要です。

- ⑫ 年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量
- ⑬ 土砂等の埋立て等の期間
- ⑭ 埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地の所有者 住 所

氏 名

印

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（注）土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

## 【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂等の埋立て等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
  - (1) 土砂等の埋立て等が行われている間、毎月1回以上、当該埋立て等の施工状況を確認すること。
  - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂等の埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
  - (3) 埋立て等区域において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令(その勧告に従わない場合)を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

## 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(抜粋)

(土地の所有者の同意)

第十条 前条の許可の申請をしようとする者(次条において「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十一号までに掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第四号までに掲げる事項(同条第一項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

2 第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

3 第二十五条第一項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

(土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務)

第二十八条 第十条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。

2 第十条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第九条の許可又は第十五条第一項の変更許可の内容(第十条の同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号において同じ。)と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(土砂等の埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令)

第二十九条 知事は、第二十六条(第二項を除く。)の規定による命令(土砂等の埋立て等の停止の命令を除く。)をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第十条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

一 前条第一項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、第九条の許可又は第十五条第一項の変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。)を怠った者

二 前条第二項の規定による報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第二項の規定による命令に違反した者

## 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則(抜粋)

(土地の所有者による土砂等の埋立て等の施工状況の確認)

第二十七条 条例第二十八条第一項の規定による施工の状況の確認は、次の各号に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月一回以上、行わなければならない。

一 当該施工の状況が条例第十条各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。

二 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第二十八条第一項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

様式第 1 号その 2 (第 9 条関係)

## 土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書 (変更許可)

土砂等の埋立て等の変更許可の申請をしようとする者 ( ) の行う土砂等の埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積 (㎡)

また、同意の前提として、上記の土砂等の埋立て等の変更許可の申請をしようとする者から、次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- ① 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 変更の内容及びその理由

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地の所有者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(注) 土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

## 【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂等の埋立て等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
  - (1) 土砂等の埋立て等が行われている間、毎月1回以上、当該埋立て等の施工状況を確認すること。
  - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂等の埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
  - (3) 埋立て等区域において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令(その勧告に従わない場合)を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

## 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(抜粋)

## (土地の所有者の同意)

第十条 前条の許可の申請をしようとする者(次条において「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十一号までに掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第四号までに掲げる事項(同条第一項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

- 2 第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。
- 3 第二十五条第一項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項(同項第一号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

## (土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務)

第二十八条 第十条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。

- 2 第十条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第九条の許可又は第十五条第一項の変更許可の内容(第十条の同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号において同じ。)と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

## (土砂等の埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令)

第二十九条 知事は、第二十六条(第二項を除く。)の規定による命令(土砂等の埋立て等の停止の命令を除く。)をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第十条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 前条第一項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、第九条の許可又は第十五条第一項の変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。)を怠った者
- 二 前条第二項の規定による報告を怠った者
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十九条第二項の規定による命令に違反した者

## 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則(抜粋)

## (土地の所有者による土砂等の埋立て等の施工状況の確認)

第二十七条 条例第二十八条第一項の規定による施工の状況の確認は、次の各号に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月一回以上、行わなければならない。

- 一 当該施工の状況が条例第十条各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
- 二 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。
- 2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第二十八条第一項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

様式第 1 号その 3 (第 9 条関係)

## 土砂等の埋立て等に係る土地使用同意書 (地位承継)

土砂等の埋立て等の地位承継の承認を申請しようとする者( )  
 の行う土砂等の埋立て等については、下記の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積 (㎡)

また、同意の前提として、上記の土砂等の埋立て等の地位承継の承認を申請しようとする者から、次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- ① 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ② 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第九条の許可を受けた者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地の所有者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(注) 土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

## 【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂等の埋立て等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
  - (1) 土砂等の埋立て等が行われている間、毎月 1 回以上、当該埋立て等の施工状況を確認すること。
  - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂等の埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
  - (3) 埋立て等区域において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報すること。
- 2 1 (1)の確認又は 1 (2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令 (その勧告に従わない場合) を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

## 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（土地の所有者の同意）

- 第十条 前条の許可の申請をしようとする者（次条において「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十一号までに掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第四号までに掲げる事項（同条第一項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。
- 2 第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。
- 3 第二十五条第一項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

（地位の承継）

- 第二十五条 第九条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同条の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該許可に係る土砂等の埋立て等を行う権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた同条の許可に基づく地位を承継することができる。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
  - 二 第九条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前項の申請書には、第十条第三項の同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4・5 略

（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務）

- 第二十八条 第十条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。
- 2 第十条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第九条の許可又は第十五条第一項の変更許可の内容（第十条の同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号において同じ。）と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令）

- 第二十九条 知事は、第二十六条（第二項を除く。）の規定による命令（土砂等の埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第十条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。
- 一 前条第一項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第九条の許可又は第十五条第一項の変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者
  - 二 前条第二項の規定による報告を怠った者
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十九条第二項の規定による命令に違反した者

## 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（土地の所有者による土砂等の埋立て等の施工状況の確認）

- 第二十七条 条例第二十八条第一項の規定による施工の状況の確認は、次の各号に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月一回以上、行わなければならない。
- 一 当該施工の状況が条例第十条各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
  - 二 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。
- 2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第二十八条第一項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

様式第 2 号（第 10 条関係）

## 説明会の開催結果等報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 11 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による周辺地域の住民への周知を次のとおり実施したので、報告します。

埋立て等区域の位置	
説明会の開催日時	
説明会の開催場所	
説明会開催についての周知の範囲とその方法	
説明者の氏名 (法人にあつては、氏名及び役職名)	
住民の出席者数	名
説明会の概要	
意見書の概要	
意見への対応状況	
特記事項	

注 1 説明会を 2 回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること。

2 説明会で配布した説明資料並びに説明会で説明した内容、出席者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載した議事録を添付すること。

3 周辺地域の住民の意見書を添付すること。

様式第 3 号 (第 11 条関係)

## 土砂等の埋立て等許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

印

生年月日

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第12条の規定により、関係書類を添えて土砂等の埋立て等の許可を申請します。

土砂等の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置		
埋立て等区域の規模	面積：      m <sup>2</sup> 最大高さ：      m	
管理事務所の所在地		
管理責任者の氏名及び職名		
土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画		
埋立て等に使用される土砂等の量(※1)	m <sup>3</sup>	
土砂等の埋立て等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状(※2)		
埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画(※3)		
埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置		
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置		
土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置	粉じんの飛散の防止措置	
	土砂等及び雨水等の流出の防止措置	
	騒音及び振動の防止措置	
	そ の 他	

- (※1) 一時堆積（土砂等の埋立て等が当該埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、年間の土砂等の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量
- (※2) 一時堆積である場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状
- (※3) 発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入曜日及び時間並びに搬入土砂等の種類及び区分を付表1に記載して添付すること。

注 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所及び生年月日、申請者が未成年者である場合にあってはその法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）、申請者に三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条に規定する使用人がある場合にあっては、その使用人の氏名、住所及び生年月日を付表2に記載して添付すること。

## 付表 1

## 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画

発 生 元 事 業 者 名	発 生 場 所
1日当たり最大の搬入予定量	m <sup>3</sup>
土砂等の埋立て等に使用される土砂等の量	m <sup>3</sup>
搬 入 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日まで
搬 入 曜 日 及 び 時 間	曜日 ~ 曜日 時 分 ~ 時 分まで
搬 入 土 砂 等 の 種 類	
搬 入 土 砂 等 の 区 分	
備 考	

注 1 搬入土砂等の種類の欄には、土砂、改良土、再生土を記載すること。

2 搬入土砂等の区分の欄には、該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の上欄に掲げる区分を記載すること。

3 搬入経路図を添付すること。

付表 2

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所
申請者が未成年者である場合 法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所
申請者に三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所

様式第 4 号（第 11 条関係）

## 調 査 試 料 採 取 調 書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

別添の土壌の汚染状況の結果を証する書面の検体試料を次のとおり採取しました。

埋 立 て 等 区 域 の 位 置	
採取した試料ごとの土壌の汚染状況の調査の結果を証する書面に記載された発行番号	
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 深 度	
備 考	

様式第 5 号 (第 11 条関係)

### 土砂等の埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書

項 目		数 量	単価 (千円)	金 額 (千円)
土砂等の埋立て等の施工に要する経費	防災のための施設の設置工事に要する経費			
	仮設工 (準備工)			
	伐採・除根・除草工			
	進入路設置工			
	杭・丁張・標識工			
	その他			
	飛散防止工			
	防護柵設置工			
	その他			
	軟弱地盤対策工			
	段切り工			
	擁壁工 (土留工)			
	排水施設工			
	沈砂池設置工			
調整池設置工				
地下排水工				
暗渠排水工				
埋設工				
その他				
その他				
その他の工事等に要する経費				
盛土工				
表面排水工				
法面保護工				
撤去工				
水質調査				
土壌の汚染状況の調査				
その他				
その他の経費 (土地の賃借料、人件費等間接経費を含む。)				
合 計				

項 目		調達方法	金 額 (千円)
資金調達方法	防災のための施設の設置工事に要する経費に係る資金調達方法	自己資金	
		借入金	
	その他の工事等に要する経費に係る資金調達方法	自己資金	
		借入金	
		収入	
	合 計		

様式第 6 号 (第 11 条関係)

## 土砂等の搬入に係る管理計画書

受入条件		
搬入前	確認方法①	
搬入時	確認方法②	
受入方法・手順		
その他		

様式第 7 号（第 16 条関係）

## 土砂等の埋立て等変更許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

印

生年月日

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第15条第2項の規定により、関係書類を添えて土砂等の埋立て等の変更の許可を申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号				
埋立て等区域の位置					
変 更  内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px; text-align: center;">変 更 前</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">変 更 後</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	変 更 前		変 更 後	
変 更 前					
変 更 後					
変 更 理 由					

注 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所及び生年月日、申請者が未成年者である場合にあってはその法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）、申請者に三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条に規定する使用人がある場合にあっては、その使用人の氏名、住所及び生年月日を付表に記載して添付すること。

付表

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所
申請者が未成年者である場合 法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所
申請者に三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所

様式第 8 号（第 16 条関係）

## 土砂等の埋立て等変更届

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第15条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号				
埋立て等区域の位置					
変更年月日	年 月 日				
変 更  内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; padding: 5px;">変 更 前</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">変 更 後</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	変 更 前		変 更 後	
変 更 前					
変 更 後					

様式第 9 号（第 17 条関係）

## 土砂等の埋立て等着手届

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 17 条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
着手年月日	年 月 日

様式第 10 号 (第 18 条関係)

## 土砂等発生元証明書

年 月 日

許可を受けた者の氏名  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
様

土砂等を発生させた者

住 所

氏 名

印

( 法人にあつては、その名称、代表者又は現場責任者の氏名及び主たる事務所の所在地 )

電話番号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 9 条の許可を受けた埋立て等区域に搬出する土砂等は、次の場所から発生したものであることを証明します。

工 事 等 の 名 称	
工 事 等 の 施 工 場 所	
工 事 等 の 発 注 者	
工 事 等 の 施 工 期 間	
搬 出 す る 土 砂 等 の 量	m <sup>3</sup>
搬 出 す る 土 砂 等 の 種 類	
搬 出 す る 土 砂 等 を 使 用 す る 埋 立 て 等 区 域 の 位 置	

注 搬出する土砂等の種類の欄には、土砂、改良土を記載すること。

様式第 11 号 (第 18 条関係)

## 土砂等搬入報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 18 条第 1 項の規定により土砂等の発生場所及び土砂等の汚染のおそれがないことを確認したので、同条第 2 項の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
土砂等の埋立て等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂等の発生場所	
土砂等の搬入予定量	m <sup>3</sup>
土砂等の搬入期間	年 月 日 ~ 年 月 日
処理の方法 (※ 1)	

※ 1 改良土又は再生土に限る。





様式第 13 号 (第 20 条関係)

## 土砂等使用量報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 20 条の規定により、土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量を次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	年	月	日	第	号
埋立て等区域の位置					
土砂等の埋立て等の期間	年	月	日	～	年 月 日
この報告に係る期間	年	月	日	～	年 月 日
埋立て等に使用される土砂等の量					m <sup>3</sup>
この報告に係る期間の前までに報告した土砂等の量					m <sup>3</sup>
この報告に係る期間中に搬入した土砂等の量					m <sup>3</sup>
土砂等の発生場所及び工事等の名称	前回累計量 m <sup>3</sup>	今回報告量 m <sup>3</sup>	累 計 量 m <sup>3</sup>		
合 計					

様式第 14 号 (第 20 条関係)

## 土砂等搬入量及び搬出量報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

三重県土砂等埋立て等の規制に関する条例第 20 条の規定により、土砂等の埋立て等に係る土砂等の搬入の量及び搬出の量を次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
埋立て等区域の位置			
この報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量	搬入の予定量		m <sup>3</sup>
	搬出の予定量		m <sup>3</sup>
この報告に係る期間中に搬入した土砂等の量	m <sup>3</sup>		
土砂等の発生場所及び工事等の名称	前回累計量 m <sup>3</sup>	今回報告量 m <sup>3</sup>	累計量 m <sup>3</sup>
この報告に係る期間中に搬出した土砂等の量	m <sup>3</sup>		
この報告時における埋立て等区域内の土砂等の量	m <sup>3</sup>		

様式第 15 号 (第 22 条関係)

## 水質調査報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 21 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、水質調査の結果を次のとおり報告します。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
埋 立 て 等 区 域 の 位 置	
土 砂 等 の 埋 立 て 等 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
採 取 した 試 料 ごと の 水 質 調 査 の 結 果 を 証 する 書 類 に 記 載 さ れ た 発 行 番 号	
調 査 時 期 の 区 分	定期 ・ 廃止 ・ 完了
採 取 年 月 日	年 月 日
排 水 の 採 取 場 所	
備 考	

様式第 16 号 (第 22 条関係)

## 土壌の汚染状況の調査報告書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 21 条第 2 項の規定により、土壌の汚染状況の調査の結果を次のとおり報告します。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
埋 立 て 等 区 域 の 位 置	
土 砂 等 の 埋 立 て 等 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
採取した試料ごとの土壌の汚染状況の調査の結果を証する書類に記載された発行番号	
調 査 時 期 の 区 分	廃止 ・ 完了
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 深 度	
備 考	

様式第 17 号 (第 25 条関係)

## 土砂等の埋立て等完了届

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 24 条第 1 項の規定により土砂等の埋立て等を完了したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
土砂等の埋立て等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂等の埋立て等を完了した年月日	年 月 日
完了した埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状	
埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じている場合にあつては、その内容	

様式第 18 号 (第 25 条関係)

## 土砂等の埋立て等廃止（休止）届

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 24 条第 1 項の規定により土砂等の埋立て等を(廃止・休止)したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
土砂等の埋立て等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂等の埋立て等を 廃止した年月日 (休止しようとする期間)	(休止期間 年 月 日 ~ 年 月 日 )
廃止(休止)した埋立て等 区域における土地 及び堆積の形状	
休止又は廃止の理由	
埋立て等区域外への土砂等 の崩落、飛散又は流出 による災害の防止上及び生 活環境の保全上必要な措置 を講じている場合にあつて は、その内容	

様式第 19 号 (第 25 条関係)

## 土砂等の埋立て等再開届

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 24 条第 1 項の規定により土砂等の埋立て等を再開したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
埋立て等区域の位置	
休 止 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
再 開 年 月 日	年 月 日

様式第 20 号（第 26 条関係）

## 土砂等の埋立て等地位承継承認申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所

氏 名

印

生年月日

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第25条第2項の規定により、地位の承継の承認を次のとおり申請します。

許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
土砂等の埋立て等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
埋立て等区域の位置	
管理責任者の氏名及び職名	
承 継 の 理 由	

注 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名、住所及び生年月日、申請者が未成年者である場合にあつてはその法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）、申請者に三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条に規定する使用人がある場合にあつては、その使用人の氏名、住所及び生年月日を付表に記載して添付すること。

付表

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所
申請者が未成年者である場合 法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所
申請者に三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所

様式第 21 号 (第 29 条関係)

(表)

第	号	身 分 証 明 書	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             写真           </div>		所 属	職 名
		氏 名	
<p>上記の者は、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 33 条第 2 項の規定による検査のための立入りをを行う職員であることを証する。</p>			
発行年月日		年	月 日
		三重県知事	

↑

9センチメートル

↓

←

9センチメートル

→

(裏)

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例 (抜粋)

(報告の徴収及び立入等)

第 33 条 (略)

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等の埋立て等についてあっせんを行う者、埋立て等が行われる土砂等を販売、排出、製造、処理、運搬若しくは保管する者又は土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

3・4 (略)

第 42 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

一～九 (略)

十 第 33 条第 2 項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者